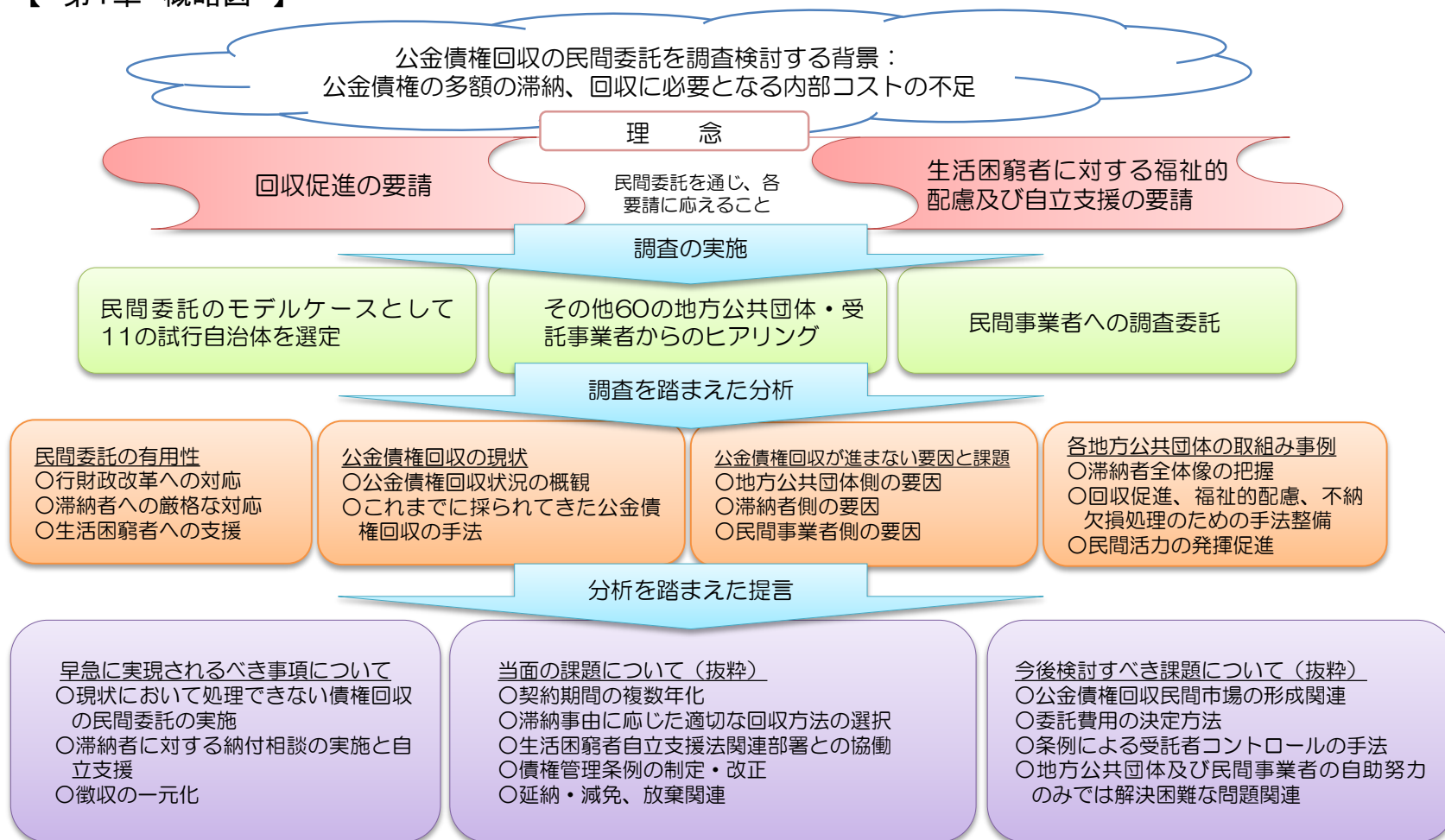

地方公共サービス小委員会報告書＜概要版＞

平成26年3月
地方公共サービス小委員会

第1章 地方公共団体の公金債権回収関連(本報告書4頁～)

本章は、地方公共団体から寄せられた、公金債権回収の実現と、生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の実現という2つの要請に応えるべく、公金債権回収業務の民間委託を活用できないかについて調査検討を行ったものである。また、調査検討に当たっては、公金債権の回収業務における民間の能力の活用に資するため、市場化テストの活用も視野に、公金の債権回収業務に関する良好な民間市場の形成を目標としている。

【 第1章 概略図 】



1. はじめに（本報告書4頁～）

（1）公金債権回収の民間委託を調査検討する背景

- 公金債権の多額の滞納
- 公金債権回収に必要な内部コスト負担が大であること
⇒民間委託の活用により回収額の増加・コスト削減を図り、温存されたマンパワー・コストを他の業務にあてる必要

（2）調査検討の目標

- 公金債権の回収業務に関する良好な民間市場の形成
民間事業者の公正かつ自由な競争、創意と工夫の発揮により、回収の質の維持向上と経費の削減を図る

※これまでに実施した調査内容

当委員会事務局にて、合計11の試行自治体（現在は7自治体）並びに公金債権回収を実際に民間委託している約60の地方自治体及び受託事業者からヒアリング等を行うほか、当委員会事務局から三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に対し、調査委託を実施

（3）本報告書の理念

- 「回収の要請」と「生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の要請」という2つの要請について、公金債権回収の民間委託を活用しつつ、応えること
- 回収の要請
公共サービスの提供による福祉の増進を実現するためには、公金の確実な徴収が必須
- 生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援
生活困窮者の実情を無視した機械的・画一的な徴収では、生活困窮者の自立を妨げる危険があるため、法令に基づく徴収緩和措置（滞納処分の停止、延納等）を適切に実施して、福祉的配慮を行う必要

2. 公金債権回収を民間委託する有用性（本報告書9頁～）

（1）行財政改革への対応

- 「地方公務員しか実施できない業務」へのシフト
- 公金の確実な徴収による収支の健全化

（2）滞納者への厳格な対応に資すること

- 滞納処分への専念
滞納処分は公務員しか実施できない⇒それ以外の業務を民間委託することで、公務員が滞納処分に専念できるように
- 裁判上の手続の活用
強制徴収権のない債権について強制的な徴収を実施するためには、裁判上の手続が必要であるところ、裁判上の手続は、比較的定型的なものから、高度な専門知識が必要となるものまで様々⇒必要なコストに応じて公務員自らが実施するものを選別すればよい

（3）生活困窮者の支援に資すること

- 生活困窮者支援を含む社会福祉のために必要となる費用の確保
- 公務員をして生活困窮者支援に注力させることができる
- 従前の直営のみでは接触しきれなかった滞納者との接触機会の増加
これにより・・・
 - ・生活困窮者の早期発見及び福祉部門との連携の実現
 - ・多重債務問題の早期発見及び助言の実施
 - ・生活困窮者支援に必要な情報共有のための同意書の徴求
 - ・生活困窮者の自立促進により将来における福祉コスト・自立支援コストの削減